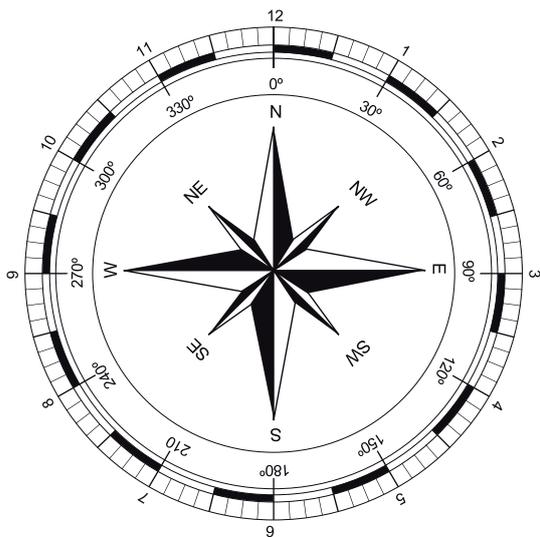
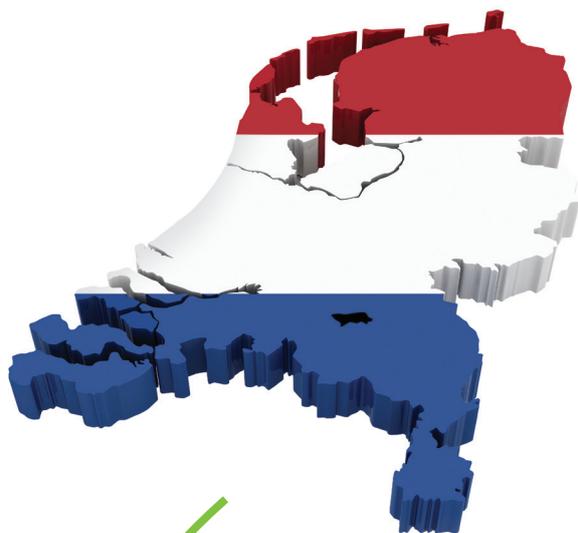


# Bird & Bird

## オランダでの事業開設



オランダへの投資には以下のような多くの利点が挙げられます。(1) 欧州に位置しながら、欧州、中東、アフリカのいずれの市場にもサービスを提供しやすい戦略上有利な立地、(2) 国際的なビジネス環境を備えているため、欧州全域を対象とした事業所を設置するのに最適、(3) 優れた物流と技術インフラが備わり(オランダは世界で最もネットワークシステムの発達した国の一つ)、世界第3位貨物取扱量を誇るロッテルダム港と欧州主要ビジネスハブであるスキポール空港を擁している、(4) 税制面において国際税務計画上で有利特徴を多く備えている、(5) 教育水準が高く、柔軟で意欲的な労働力が豊富で、多言語を使いこなすオランダの専門職業人達の存在はとりわけ世界でも有名、(6) 生活水準は高いが、生活費は手頃である。

## 会社形態の選択

外国企業は、オランダにおいて現地法人(通常は有限責任の非公開会社(besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid) (「BV」)、または外国企業の出先機関とみなされる事業所・支店を設立することによって本国で事業を営むことができます。

現地法人	支店
法的責任は現地法人が負います。	法的責任は親会社が直接負います。
収益は独立した法人として扱われます。	収益は親会社の財務諸表に計上されます。
BVの設立には公正証書が必要です。	支店の設立には公正証書は必要ありません。
BVの最低資本金:1万8,000ユーロ。	最低資本金要件はありません。
一般的に、BVの設立までの所要時間は、署名済みの合法的な申請用紙(必要書類はバード&バードで作成可能)が受領されてから約14日。	登録までの所要時間は、署名済みの合法的な申請用紙(必要書類はバード&バードで作成可能)が受領されてから約2-4営業日。
BVの設立費用は約3,000ユーロ。	設立費用は約1,000ユーロ。
経営責任者(Managing Director)はオランダ国民である必要はありません(税制面を考慮すると、オランダ居住者を取締役にしておく方が望ましい)。	オランダ居住者が経営責任者(Managing Director)である必要はありません。
取締役会はオランダ国外で開催できますが、税制面を考慮すると、取締役会の多くは国内で開催される方が望ましい。年次株主総会はオランダで開催される必要があります。	取締役会はオランダ国内で開催する必要はありません。
原則として、オランダ企業における財務諸表の作成・提出は必要で、監査される場合もあります。(BVの規模によって要件が異なる)。	親会社の財務諸表の提出が必要となる場合があります。
年間登録および会計費用が支店に比べ高額。	運営費用が現法に比べ低額。
世界中の利益に対し、オランダの会計原則に基づいて計算された法人税が課せられます(2010年は、20%-25.5%)。	オランダ税法上または二重課税防止条約の観点から、オランダで発生した利益が常駐事業所/代理事業所に配分される場合には、法人税(2010年は20%-25.5%)が課せられます。
利益の本国送金は通常、配当源泉税の対象となります。2010年は15%ですが、二重課税防止条約またはEU親子会社指令(EU Parent-Subsidiary Directive)が適用される場合には減額される場合があります。	利益の本国送金には配当源泉税は課せられません。
二重課税防止条約が適用されます。	二重課税防止条約は適用されません。
グループ内取引は通常、独立企業間取引としての取扱いが義務づけられています。	
純営業損失は当該会計年度の利益との相殺が可能です(純営業損失が繰り越しまたは繰り戻される場合、外国企業の支店とBVとの間には純営業損失の仕組みについて差異があります)。	
付加価値税(VAT)は課税対象品を供給する事業者にとっては概ね中立です(支店は、オランダ国内で付加価値税対象となる取引を行う場合に限りオランダ税務当局に登録する必要があります)。	
給与税は源泉徴収され、国民保険負担分は従業員給与に応じて支払います(給与税の目的上常駐の事業所として適格となった(みなされた)場合に限り、支店にも義務づけられます)。	

## 今後施行される法律について

オランダBVを統制する法的規制は現在簡素化されつつあります。新規制がいつ施行されるかは現時点では明らかではありません。最も重要な変更の一部を簡単に紹介すると、次のようになります。

- 最低資本金要件である1万8,000ユーロ、および株式について現金払込がある場合の銀行取引明細書の義務は廃止される予定です。
- 現物出資(non-cash contribution)の場合の監査人報告書の必要がなくなります。
- BVは、自社の資本金をユーロ以外の通貨建てで表示することが認められます。
- 「nachgründungsregelung」(商業登記所へのBVの最初の登記から2年以内のBVと創業者または株主間の取引に関する追加要件の強制)がなくなります。
- 第三者がBVの株式を購入できるよう、BVによる当該第三者への金銭的援助の提供に関する現在の規則は廃止されます。
- BVの自社株購入能力に関する様々な制限は、BVの減資に関連する手続き上の要件とともに廃止されます。
- 配当金支払いおよび準備金の分配に関する一定の制約が廃止されます。新たな規則は、取締役会で承認されるべき配分決定の原則に基づくものです。当該配分を行った後、BVが支払うべき金額及び債務の支払い不能に関して知っている、または合理的に予想できる場合は、取締役会は当該承認の授与を拒絶しなければなりません。
- 議決権のない株式、及び利益共有権のない株式を発行することが可能となります。

## 雇用制度

雇用法面においては、BVがオランダに設立されているかや、支店が登録されているかということは無関係で、重要なのは、問題となっている雇用契約に適用されている(又はこれから適用される)法令です。

しかし移民法の観点(EU圏外から人員を雇用する場合等)においては、BVを利用する方がより簡易です。

オランダ人従業員には、一方的な解雇や通知期間、及び時間給の決定についての根拠に対し、裁判所(または政府機関による)で、事前に審問を受ける権利を含め、最低限の権利が法律によって認められています。オランダでは労働協約は極めて一般的で、法定最低要件以外の権利や利益について定められています。従業員は(年齢、人種、性別、障害、宗教、信条または性的指向、パートタイムとフルタイムの差異、終身契約と一時契約の差異などに基づく)差別から保護されています。解雇手当は、適用される裁判手続きの種類に応じ、一定の公式(公式上限は無いですが、事実上の上限はあり)に従った額、または実際の損害額のいずれかにもとづき支払われます。

雇用者が法的規制から逃れるため、従業員をたとえコンサルタント扱いで契約しても、規制当局は雇用者と従業員の実体関係を調査するため、規制から回避することはできません。

従業員に対する退職後の競業禁止条項や、その他の制限については、それらが妥当な内容で、且つ守られる事業利益が明確に特定されている場合において強制できます。

欧州国籍を所有しない者は通常、労働許可証の取得が必要となります。ただし、「高度技能移民」の要件をすべて満たす場合にはその限りではありません。

年金制度への参加は、多くの業界セクターで義務づけられています。

## 商業契約

オランダは大陸法制度を採用しており、協同契約、ライセンス契約、販売代理契約など、あらゆる種類の契約の自由が広く存在します。

すべての契約に合理性と公平性の原則が適用されます。したがって、一定の契約上の条項がこの原則に違反している場合、それらは効力を持つことなく存続しなければならず、または補遺される必要があるかもしれません。ただ、状況次第では異なった結果を出すこともあります。

消費者保護、販売代理店、遠隔販売、政府調達、ダイレクト・マーケティング、個人情報保護などに関してはEU法により規定されますが、賠償責任の上限など一定の消費者契約については、オランダ国内法によって規定されています。

オランダ国内またはEU内取引に相当の影響を及ぼす反競争的行為(価格操作など)は、国内法及びEU競争法で禁止されています。

外国企業は、廃電気電子機器指令(WEEE)、化学物質登録評価許可規則(REACH)、金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act)など、自社事業に該当する業界特有の法規制を把握しておく必要があります。こうした法規制の多くはEU法に基づいており、EU域内では比較的一貫性が保たれています。

## 不動産

オランダで事業開設をする企業の大半は、事務所や施設を購入するのではなく、賃借しています。貸事務所は柔軟性があり、すぐに利用でき、極めて短期間の賃借も可能な上(最短期間は通常12カ月で、それより短期での合意も可能)、設備投資の必要もありません。

賃貸期間は通常5-10年で、多くの場合更新期間は5または10年です。中小企業セクターの施設の賃貸に適用される(準)義務的法令に従うと、賃貸期間(更新期間を含む)は、最低10年となります。

賃貸料は当事者間で自由に合意できます。最も一般的には、インフレーションに基づく指数化または市場価格に従って賃料が見直されます。中小企業セクターの施設の賃貸の場合、(i) 契約期間が固定期間の場合は合意された期間の満了時に、(ii) それ以外の場合は賃貸料の最後の調整後5年間の満了した時点で、賃料が比較可能な地元の商用施設と一致していないときには、当事者が裁判所に賃料の指定を要求できます。

賃貸物件は通常、テナントが自らの費用負担で内装工事を行わなければなりません、一般的には家主が賃料無料期間を認める形で一定程度を負担します。テナントは賃貸期間終了時に施設の原状回復をする必要があります。

通常6-12カ月分の賃料に相当する保証金、または銀行や親会社による支払保証などの担保が要求されます。

## データ保護／プライバシー

個人情報(従業員情報およびビジネス取引先情報を含む)を取扱う組織は、オランダ・データ保護法(Wet bescherming persoonsgegevens)を順守しなければなりません。組織の多くは自社による個人情報の取扱い内容をデータ保護局(DPA; College Bescherming Persoonsgegevens)に届け出なければならず、通知を怠ると(免除対象企業を除く)刑事罰の対象となります。さらに、これが順守されない場合DPAは行政罰を科すこともできます。

また、組織における個人情報取扱いの際は、データ保護原則を順守できる体制を確保しなければならず、透明性、公平性、データの質および機密保護に関する義務が課せられています。同法はまた、所定のコンプライアンス手段が講じられない限り、欧州経済地域(EEA)外へのデータ移転を制限しています。

## 知的財産

商号の所有権は営業中に使用する結果生じるものですが、これは商工会議所への登録だけでは十分に保護することはできません。商号およびブランド名は商標として登録しておく必要があり、これはEU圏内全域を対象とした共同体商標スキーム(Community Trademark scheme)、またベルギー、オランダ、ルクセンブルグについてはベネルクス知的財産庁で行うことができます。

意匠および芸術作品は、ベネルクスまたはEU圏における意匠登録によって保護できます。また、オランダ国内においては、著作権保護の対象にもなります。

特許は単一プロセスによってEU圏内での申請が可能ですが、付与された特許は国ごとに適用されるのみで、EU全域で一元的な強制力を持つものではありません。

オランダでの事業開設に関するお問合せは、事業開設デスク(new.company@twobirds.com)にて受け付けております。御連絡後、24時間以内に返答させていただきます。

本書は、2010年6月時点における一般的な情報にもとづいており、包括的な分析を意図したものではありません。本書は、法的またはその他専門的助言の代替となるものではありませんので、個々の事例に関してはかかる専門家の助言をお求めください。

### バード&バード法律事務所

バード&バードは、バード&バード法律事務所およびその関連会社で構成され、国際的な法律業務を提供しています。

バード&バード法律事務所はイングランド及びウェールズにて有限責任パートナーシップ登録(登録番号OC340318)されており、事務弁護士規制委員会の規定にもとづいております。

登録事務所及び、主たる事業所 15 Fetter Lane, London EC4A 1JP

バード&バード法律事務所の構成員、パートナーとして指名されている非構成員リスト、及び当該専門資格についての情報は上記事務所にて閲覧が可能です。

# twobirds.com

Abu Dhabi & Beijing & Bratislava & Brussels & Budapest & Düsseldorf & Frankfurt & The Hague & Hamburg & Helsinki & Hong Kong & London & Lyon & Madrid & Milan & Munich & Paris & Prague & Rome & Shanghai & Singapore & Stockholm & Warsaw

000704-01